

れいわ ねんど しゅうがくえんじよ しんせい あんない
令和6年度 就学援助の申請について（ご案内）

かわごえちやう けいざいてきりゆう しゅうがく こんなん みと じどうせいと ほごしゃ たい ぎ むきやういく えんかつ
川越町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、義務教育を円滑
に受けることができるよう、所得状況等を審査の上、学校給食費や学用品費等を援助しています。

しゅうがくえんじよ にんていしゃ れいわ ねんど かわごえちやうりつしやうちゅうがっこう にゅうがく じどうせいと
また、就学援助の認定者のうち、**令和6年度に川越町立小中学校に入学する児童生徒がい
る場合は、入学準備のための新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。**申請月の翌月
末に支給しますので、ご希望の方はお早めに申請をお願いします。（例：1月申請分⇒2月末支給）

なほ、**令和5年度中に就学援助の認定を受けている方も毎年度申請が必要です。**

しんせいきかんとう
1 申請期間等

しんせいきかん れいわ ねん がつ にち にちやうび まどぐち どにちしゆくじつ のぞ
(1) 申請期間 **令和6年3月31日（日曜日）まで**（窓口は土日祝日を除く8:30～17:15）

※期間後も随時申請可能ですが、その場合は支給額の調整を行います。

しんせいほうほう かわごえちやうやくば かい がっこうきやういくかまどぐち ゆうそう しんせいしよ ていしゅつ
(2) 申請方法 ①川越町役場3階 学校教育課窓口 または 郵送で申請書を提出

②申請フォームを利用してWEB申請 ⇒QRコードからアクセス
(<https://logoform.jp/form/PuDq/456387>)



しゅうがくえんじよ う かつ
2 就学援助を受けることができる方

せいかつほご ていし また はいし かつ
(1) 生活保護が停止、又は廃止された方

せたい れいわ ねんちゅう がついつち い ご しんせい れいわ ねんちゅう しよとく ごうけいがく とくべつしえん
(2) 世帯における令和4年中（6月1日以後の申請については令和5年中）の所得の合計額が、特別支援
教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.1倍以内の方（所得の目安は裏面参照）

※世帯の所得とは、同一生計に属する方全員及び住民票上同一世帯の方全員の所得です。

※なお、審査にあたっては、家庭の状況や所得の調査を行います。また、民生委員が現況確認等でご
自宅を訪問することがありますので、ご了承ください。

しんせいてつづき
3 申請手続

しんせいしよ かくしやうちゅうがっこう がっこうきやういくか はいふ ちやう
(1) 申請書は、各小中学校・学校教育課で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

まどぐちしんせいじ しんせいしやめいぎ ふりこみこうざ わ ごしんせい
(2) 窓口申請時は、申請者名義の振込口座が分かるものをご持参ください。

しやうがっこう ちゅうがっこう ざいせき こ ばあい まい しんせいしよ ぜんいんぶんきにゅう
(3) 小学校と中学校に在籍しているお子さんがいる場合は、1枚の申請書に全員分記入してください。

れいわ ねん がつふつ かいこう かわごえちやう てんにゅう かつ れいわ ねん がついつちちげんざい じゅうみんどうらく しく
(4) **令和5年1月2日以降に川越町へ転入した方は、令和5年1月1日現在で住民登録があった市区
町村で所得・課税証明書（令和4年1月～12月の所得分）**を取り寄せてください。

はいぐうしや たんしんぶん にん べつきよ そぼとう せいかつひ えんじよ う どういつせいけい そく
(5) 配偶者が単身赴任している、別居の祖父母等から生活費の援助を受けているなどの同一生計に属する
方がいる場合は、その方の名前・住所も記入し、所得・課税証明書を取り寄せてください。

しよとく うむ かつ かなら じゅうみんぜい しんこく おこな みんしんこく ばあい しんせい
(6) **所得の有無に関わらず必ず住民税の申告を行ってください。**未申告の場合は、審査ができません。

しよとくきじゆんおよ えんじょけいひ
所得基準及び援助経費

さんこうしりょう
参考資料

1 同一生計に属する世帯の令和4年分所得の合計額の目安

かぞくこうせい ねんれい れい 家族構成 (年齢) (例)				せたい しよとく ごうけいがく めやす 世帯の所得の合計額 (目安)
2人	ちち ちち	はは はは	こ こ	おやか ふこうじよてきやう 187万円程度まで
3人	ちち ちち	はは はは	こ こ	まんえんていど 221万円程度まで
4人	ちち ちち	はは はは	こ こ	まんえんていど 257万円程度まで
5人	ちち ちち	はは はは	こ こ	まんえんていど 282万円程度まで

- ※ 給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額 - 10万円」が目安です。
- ※ 事業所得者の場合、確定申告の際の所得金額が目安です。
- ※ 世帯員の課税状況や所得金額が確認できない場合は、税務課にて住民税の申告が必要です。
(所得金額が0円の場合も申告が必要です。)
- ※ 所得基準は、世帯構成・人数・年齢・住居の状況等によって異なります。上記の表はおおよその目安です。

2 認定児童生徒の保護者に援助する経費 (令和5年度の援助費目及び金額)

令和6年度の援助経費は、下記の表と異なる場合がありますので、予めご承知おきください。

【当初認定】

えんじょひもく 援助費目	しょうがっこう 小学校				ちゅうがっこう 中学校		
	ねん 1年	ねん 2・3年	ねん 4・5年	ねん 6年	ねん 1年	ねん 2年	ねん 3年
がくようひんひ 学用品費	11,630円				22,730円		
つうがくようひんひ 通学用品費	-	2,270円			-	2,270円	
きゅうしょくひ 給食費	44,550円		46,200円		ミルク・デリバリー給食の実費支給		
しんにゅうがくじどう 新入学児童 せいとがくようひんひ 生徒学用品費	54,600円		-		63,000円		-
こうがいかつどうひ 校外活動費	えんそく しゃかいけんがくどう こうつうひおよ けんがくりょう じっぴしきゆう 遠足や社会見学等の交通費及び見学料のみ実費支給						
	じょうげん 上限1,600円				じょうげん 上限2,310円		
しゅうがくりょこうひ 修学旅行費 (実費支給)	-		じょうげん 上限 22,690円		-		じょうげん 上限 58,000円
PTA会費	3,450円				3,600円		
生徒会費	-				1,200円		
クラブ活動費	-				クラブ活動に使用する物品購入費用を 実費支給 (上限30,150円)		
その他	①卒業アルバム代 (小6、中3)、②スポーツ振興センター共済掛金 (5/1時点認定者)、 ③オンライン学習通信費 (家庭でのオンライン学習を指示した場合のみ)						

- ※ 支給時期：原則年3回 (7月、12月、翌年3月の予定) に分けて、指定口座に振り込みます。
- ※ 新入学児童生徒学用品費は、当初認定者のみ援助対象となります。
- ※ **クラブ活動費の実費支給に際して、購入した用品等の品名及び金額を確認するため、領収書又はレシートが必要となりますので、大切に保管してください。**